

鶴居村地球温暖化防止実行計画

平成 31 年 1 月

鶴 居 村

目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1-1 地球温暖化問題の概要.....	1
1-2 計画の目的及び位置づけ.....	2
1-3 対象とする範囲.....	2
1-4 対象とする温室効果ガス.....	4
1-5 計画の期間及び基準年度.....	4
第2章 温室効果ガスの排出状況.....	5
2-1 温室効果ガス排出量の算定方法.....	5
2-2 温室効果ガス排出量の推移.....	6
第3章 温室効果ガス削減目標.....	12
3-1 温室効果ガス排出量の削減目標.....	12
3-2 温室効果ガスの削減見込量.....	13
第4章 地球温暖化防止のための取組.....	14
4-1 目標達成に向けた取組の基本方針.....	14
4-2 目標達成に向けた取組内容.....	15
第5章 進行管理.....	18
5-1 推進体制.....	18
5-2 進行管理.....	19

第1章 計画の基本的事項

1-1 地球温暖化問題の概要

(1) 地球温暖化問題

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する気候変動のことをいい、平均気温の上昇、農作物や生態系への影響等が我が国でも観測されています。

地球温暖化は、二酸化炭素やメタンといった温室効果ガスの排出量が増加することにより引き起こされ、このような気候変動に対し、国連の組織として設立されたIPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)の第5次評価報告書では、20世紀半ば以降に観測された温暖化は、人間活動の影響が主な要因であった可能性が極めて高いとしています。

(2) 国際的な動向

2015年フランス・パリで開催された第21回締約国会議(COP21)では、京都議定書以来の新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。この協定では、初めて全ての先進国と発展途上国に対して排出量の抑制を義務付け、世界の平均気温を産業革命前と比較して「摂氏2℃を十分に下回る水準」に抑え、さらに1.5℃以内を目指して努力することが義務付けられました。また、「パリ協定」では、化石燃料からの脱却を目指し、今世紀後半には、温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」とすることを目指すことも盛り込まれています。

(3) 国内の動向

我が国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(地球温暖化対策推進法、以下、「温対法」という)が1998年10月に公布され、1999年4月に施行されています。

この法律では、地球温暖化対策への国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による温室効果ガス排出量算定報告公表制度等、各主体の取り組みを促進するための法的枠組みが整備されました。

また、2016年に日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、日本の中期目標として、「日本の約束草案」に基づき、2030年度に2013年度比で26%削減を掲げています。なかでも、公共施設等でのエネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量を含む「業務その他部門」は約40%削減の目標が掲げられており、地方自治体においても温室効果ガス削減について一層の推進が求められています。

1-2 計画の目的及び位置づけ

「鶴居村地球温暖化防止実行計画(以下、「本計画」という)」は、村の組織及び施設における全ての事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を抑制するため、率先して地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

さらに、村の率先した取り組みの成果を広くPRしていくことで、村民や事業者等の地球温暖化防止に向けた取り組みのさらなる実践を促します。

なお、本計画は、2008年6月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下、「事務事業編」という)として策定するもので、国が策定した「地球温暖化対策計画(2016年5月閣議決定)」において掲げられた目標との整合性を図っています。

1-3 対象とする範囲

(1) 事務事業の範囲

対象とする事務事業の範囲は、鶴居村の事務事業に定められた全ての行政事務を原則対象とします。

また、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等については温室効果ガス排出量の算定対象範囲に含めますが、温室効果ガスの排出の削減等の措置については、受託者等に対して可能な限り取り組みを講じるよう要請することとします。

(2) 組織施設等の範囲

対象とする組織施設等の範囲は、鶴居村を構成する組織とし、その組織が管理している施設・車両等を含めて対象とします。また、指定管理制度による施設についても、対象施設に含めます。

なお、対象組織、施設等は、今後組織改正等があった場合には、計画の進行管理の中で必要に応じて見直すものとします。

表 対象施設一覧

担当部署	施設名等	備考
総務課	1-1 役場庁舎・総合センター 1-2 鶴居 IP-BOX 1-3 幌呂 IP-BOX 1-4 観光施設 WiFi 1-5 バス停公園 1-6 東1バス停	省エネ診断対象施設
	1-7-1 公用車(セルシオ) 1-7-2 公用車(エスティマ) 1-7-3 公用車(フリード) 1-7-4 公用車(軽トラ) 1-7-5 公用車(セレナ教委) 1-7-6 公用車(研修レンタカー) 1-7-7 公用車(サクシード) 1-7-8 公用車(ジムニー) 1-7-9 公用車(タイヤショベル)	
企画財政課	7-1 公用車(ブルーバード)	
住民生活課	2-1 葬斎場 2-2 一般廃棄物最終処分場 2-3 下雪裡コミセン 2-4 茂雪裡コミセン 2-5 支雪裡コミセン 2-6 下久著呂コミセン 2-7 中久著呂コミセン 2-8 上幌呂コミセン 2-9 下幌呂コミセン	
保健福祉課	3-1 鶴居保育園 3-2 幌呂保育園 3-3 鶴居村診療所 3-4 デイサービスセンター	省エネ診断対象施設、改築予定
	3-5-1 公用車(ヘルパーガソリン車) 3-5-2 公用車(ヘルパーバス) 3-5-3 公用車(ガイヤ) 3-5-4 公用車(アルディオ) 3-5-5 公用車(新博愛号) 3-5-6 公用車(ヴィッツ) 3-5-7 公用車(セレナ)	
産業振興課	4-1 鶴居村農畜産物加工施設 4-2 鶴居たんちようプラザ つるぼーの家 4-3 鶴居どさんこ牧場 4-4 おが粉製造工場 4-5 鶴居運動広場 4-6 鶴居村営牧野	
	4-7-1 公用車(農畜産普通乗用) 4-7-2 公用車(農畜産軽四保冷車)	
建設課	5-1 浄水場 6 施設, 終末処理場 4 施設 5-2 公園費 5-3 道路維持費	浄水場 6 施設, 終末処理場 4 施設一まとめ 公園施設一まとめ 街灯一まとめ
	5-4-1 公用車(建設課普通車 3 台) 5-4-2 公用車(道路維持用大型車両 4 台)	公用車 3 台一まとめ 公用車 4 台一まとめ
教育委員会	6-1 鶴居小学校 6-2 幌呂小学校 6-3 下幌呂小学校 6-4 鶴居中学校 6-5 幌呂中学校 6-6 ふるさと情報館「みなくる」 6-7 幌呂農村環境改善センター 6-8 ファミリースポーツセンター 6-9 ふれあいセンター 6-10 村民プール 6-11 鶴居村合宿研修所 6-12 多目的運動広場 6-13 つるいキャンプ場 6-14 鶴居村パークゴルフ場 6-15 幌呂パークゴルフ場	鶴居小学校に給食センターが含まれる。 省エネ診断対象施設 省エネ診断対象施設、改築予定 休止中
	6-16-1 公用車(セレナ教育課) 6-16-2 公用車(エミーナ) 6-16-3 公用車(プリウス) 6-16-4 公用車(プラッツ) 6-16-5 公用車(軽トラ) 6-16-6 公用車(タイヤローダ) 6-16-7 公用車(タンチョウ) 6-16-8 公用車(コスモス) 6-16-9 公用車(シラカバ) 6-16-10 公用車(ヒマワリ) 6-16-11 公用車(モロディー) 6-16-12 公用車(セレナワゴン) 6-16-13 公用車(鶴中給食車) 6-16-14 公用車(幌中給食車)	

1-4 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で規定する7種類の物質のうち、鶴居村の事務事業から排出され、かつ、進行管理可能な二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3物質とします。

表 対象となる温室効果ガスの種類と発生源、算定対象

種類	主な発生源	温室効果ガス排出量 算定の対象	地球温暖化 係数
二酸化炭素 (CO ₂) (エネルギー起源 CO ₂ ともいう)	化石燃料の燃焼	ガソリン・軽油・LPG・灯油・ 重油等燃料の使用	1
	他人から供給された 電気の使用	電気使用量	
メタン (CH ₄)	自動車の走行、 家畜の飼育・管理	公用車の走行距離・ 牛の頭数など	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行、 家畜の管理	公用車の走行距離・ 牛の頭数など	298

※地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準(=1)として各物質が温暖化をもたらす程度を示す数値のことです。

1-5 計画の期間及び基準年度

(1) 計画の基準年度、目標年度

本計画では、国の地球温暖化対策計画に準拠して、2013年度を基準年度とします。また、目標年度は2030年度とします。

計画の基準年度、目標年度

区分	年度
基準年度	2013年度
目標年度	2030年度

(2) 計画の期間

計画期間は、目標年度に合わせて、2019年度～2030年度までの12年間とします。また、2023年度に計画の中間検証を実施することとします。

なお、情勢が大きく変化した場合については、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 温室効果ガスの排出状況

2-1 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」(平成29年3月 環境省)に基づき、基本的な考え方として1年間の活動量に排出係数を乗じることで行いました。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

活動量 : 燃料使用量等の温室効果ガス排出の原因となる活動量

排出係数 : 単位あたりの活動量に伴う温室効果ガス排出量

具体的な例を以下に示します。

二酸化炭素(CO₂)の算定

項目		単位	算定方法
燃料の使用	ガソリン(公用車)	L	使用量(L) × 排出係数
	ガソリン(公用車以外)		
	灯油		
	軽油(公用車)		
	軽油(公用車以外)		
	A重油		
	液化石油ガス(LPG) (公用車以外)	Kg	使用量(kg) × 排出係数 ※使用量の単位が ³ (m ³)の場合 使用量(m ³) × 1000/458(kg/m ³)と変換した。
他人から供給された電気の使用	北海道電力	kWh	使用量(kWh) × 排出係数
	アドバンテック		
追加項目	混合ガソリン	L	使用量(L) × 排出係数 ※ほとんどガソリンと見なした。

メタン(CH₄)・一酸化二窒素(N₂O)の算定

項目		単位	算定方法
家庭用機器における燃料の使用	灯油	L	使用量(L) × 排出係数
	液化石油ガス(LPG)	Kg	使用量(kg) × 排出係数
自動車の走行	普通・小型乗用車	Km	走行距離(km) × 排出係数
	バス		
	小型貨物車		
	普通・小型特種用途車		
家畜の飼育	牛(消化管内発酵)	頭	年間平均頭数(頭) × 排出係数 ※年間平均頭数 年度ごとの頭数 ÷ (飼育期間/365)とした
家畜の管理	牛(ふん尿の管理)		
牛の放牧	放牧地における牛のふん尿		
し尿処理施設		m ³	下水等の処理量(m ³) × 排出係数
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理		人	処理対象人員(人) × 排出係数

2 - 2 温室効果ガス排出量の推移

(1) 温室効果ガスの総排出量とガス種別排出量

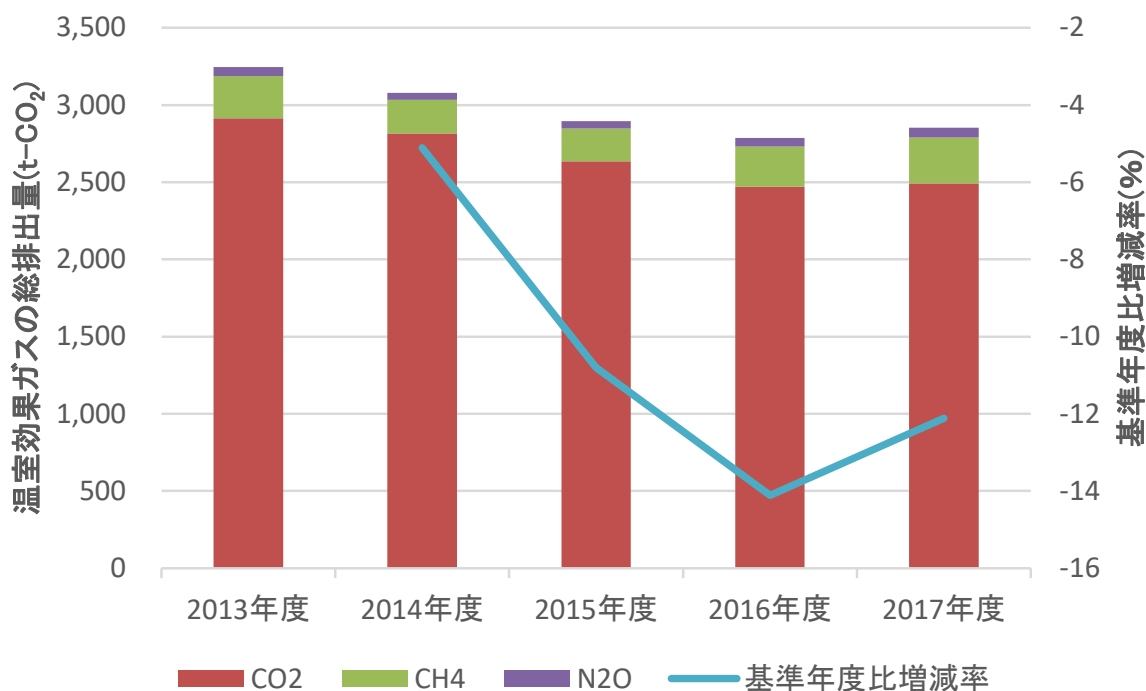
鶴居村の事務事業によって排出される温室効果ガスの総排出量は(以下、「総排出量」という)、基準年度である2013年度に3,246t-CO₂となっています。2017年度の総排出量は、2,852t-CO₂であり、基準年度比約12%減となっています。

ガス種別にみると、排出される温室効果ガスのほとんどが、エネルギー(燃料及び電力)の使用による二酸化炭素(エネルギー起源CO₂)であり、基準年度が2,915t-CO₂、2017年度が2,493t-CO₂と422t-CO₂減少しています。メタンや一酸化二窒素の排出量は、個々のガスの地球温暖化係数を掛け合わせ二酸化炭素排出量として変換しており、総排出量の8~13%を占めています。

温室効果ガス排出量と基準年度比増減率の推移(単位:t-CO₂)

項目	2013年度 基準年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
二酸化炭素(CO ₂)	2,915	2,816	2,635	2,470	2,493
メタン(CH ₄)	273	217	214	262	297
一酸化二窒素(N ₂ O)	58	47	46	56	63
総排出量	3,246	3,080	2,895	2,788	2,852
基準年度比増減率(%)		-5.1	-10.8	-14.1	-12.1

※表中の温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算後の値であり、端数処理で合計値が一致しないものがあります。



(2) エネルギー起源 CO₂ 排出量

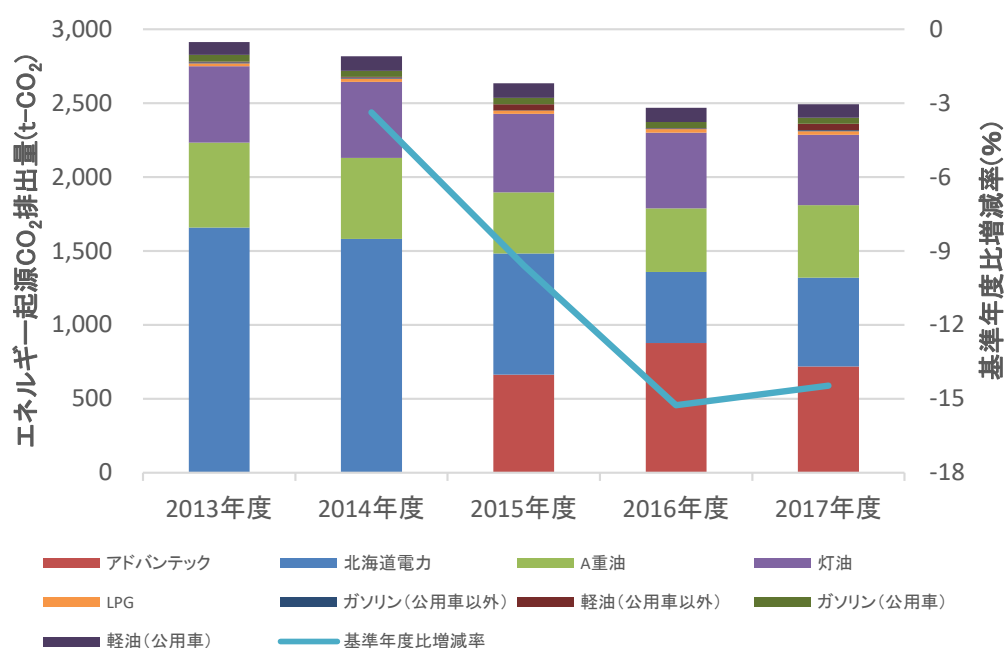
エネルギー起源 CO₂ 排出量は、基準年度が 2,915t-CO₂、2017 年度が 2,493 t-CO₂ となっており、2017 年度は基準年度比で約 14.5%減少しています。

活動区分ごとにみると、電気使用による排出量が最も多く、エネルギー起源 CO₂ 排出量の約 5~6 割を占めており、年々減少傾向にあります。その他では灯油や A 重油使用による排出量が多くみられます。

エネルギー起源 CO₂ 排出量の推移(単位:t-CO₂)

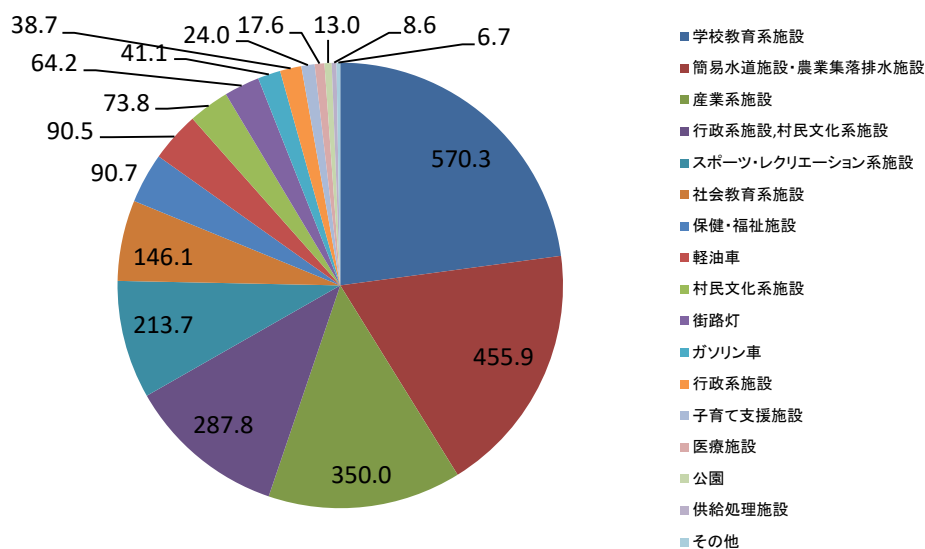
活動区分		2013 年度 基準年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	
燃料 使用	施設	A 重油	574.7	548.3	412.7	432.1	491.5
		灯油	516.4	514.4	532.0	510.5	474.7
		LP ガス	19.8	21.7	22.7	23.9	24.2
		ガソリン	7.0	8.0	2.3	6.2	7.8
		軽油	3.8	4.2	40.5	3.1	43.0
	公用車	ガソリン	46.1	40.5	41.3	40.3	41.1
		軽油	87.9	98.3	100.1	96.6	91.1
電気使用		北海道電力	1,659.0	1,580.9	821.9	479.6	602.2
		アドバンテック			661.6	877.4	717.2
エネルギー起源 CO ₂ 排出量合計		2,915	2,816	2,635	2,470	2,493	
基準年度比増減率(%)			-3.4	-9.6	-15.3	-14.5	

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。



(3) 施設区分別のエネルギー起源 CO₂ 排出量

2017 年度の施設区分別のエネルギー起源 CO₂ 排出量は、学校教育系施設が最も多く、次いで、簡易水道施設・農業集落排水施設となっています。



2017 年度の施設区分別エネルギー起源 CO₂(施設) 排出量 (単位 :t-CO₂)

施設区分ごとの施設数

施設区分	施設数等	主な施設等
学校教育系施設	5	鶴居小、幌呂小、下幌呂小、鶴居中、幌呂中
簡易水道施設・農業集落排水施設	1	浄水場 6 地区、終末処理場 4 地区を一括集計
産業系施設	3	鶴居村農畜産物加工施設、おが粉製造工場、牧野
行政系施設・村民文化系施設	1	役場庁舎・総合センター
スポーツ・レクリエーション系施設	11	ファミリースポーツセンター、つるぼーの家
社会教育系施設	1	ふるさと情報館「みなくる」
軽油車	10	道路維持用大型車両 4 台を一括集計
保健・福祉施設	1	デイサービスセンター
村民文化系施設	8	コミセン、改善センター
街路灯	1	113 基を一括集計
ガソリン車	25	公用車 3 台を一括集計
行政系施設	5	鶴居IP-BOX
子育て支援施設	2	鶴居保育園、幌呂保育園
医療系施設	1	鶴居村診療所
公園	1	8 箇所を一括集計
供給処理系施設	1	一般廃棄物最終処分場
その他	1	鶴居村葬斎場
数量	施設 43・公用車 35	

基準年度と2017年度について、エネルギー起源CO₂排出量が多い上位10施設の排出量は、全施設の排出量の約7～8割を占めています。2017年度に最も排出量が多い施設は、浄水場6施設/終末処理場4施設であり、次いで役場庁舎・総合センター、おが粉製造工場となっています。

エネルギー起源CO₂排出量の推移について、基準年度と2017年度の上位10施設の温室効果ガス排出量を比較すると、約20%減少しています。

この理由として、多くの施設において新電力を導入しており、電気の排出係数が低減したことによって排出量も削減されたこと、また、新電力を導入していない施設においても、施設や設備の更新や運用改善が行われたことによって排出量も削減されたこと、あるいは新電力の導入と更新や運用改善の複合によるものと考えられます。

なお、鶴居小学校は、校舎の建て替え工事に伴う仮設校舎での運用などにより、2013年度に2017年度の倍近い値を示し、かなり稀な場合であると言えます。

施設別のエネルギー起源CO₂(施設)排出量の推移(単位:t-CO₂)

施設名称	2013年度 基準年度		施設名称	2017年度	
	排出量	割合		排出量	割合
浄水場6施設/終末処理場4施設	554.0	19.0	浄水場6施設/終末処理場4施設	455.9	18.3
鶴居小学校	364.7	12.5	役場庁舎・総合センター	287.8	11.5
役場庁舎・総合センター	355.7	12.2	おが粉製造工場	252.4	10.1
おが粉製造工場	285.0	9.8	鶴居小学校	198.7	8.0
ふるさと情報館「みなくる」	182.5	6.3	ふるさと情報館「みなくる」	146.1	5.9
幌呂小学校	127.3	4.4	幌呂小学校	119.2	4.8
鶴居中学校	126.9	4.4	幌呂中学校	111.3	4.5
鶴居村農畜産物加工施設	116.2	4.0	鶴居村農畜産物加工施設	97.7	3.9
幌呂中学校	108.9	3.7	ファミリースポーツセンター	92.4	3.7
デイサービスセンター	102.0	3.5	デイサービスセンター	90.7	3.6
上記10施設計	2,323.3	79.7	上記10施設計	1,852.1	74.3
その他の施設計	591.4	20.3	その他の施設計	640.7	25.7
全施設合計	2,914.7	100.0	全施設合計	2,492.8	100.0

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

(4)担当課別のエネルギー起源 CO₂ 排出量

次に、2013 年度と 2017 年度について、担当部署のエネルギー起源 CO₂ 排出量の順位を示す。教育委員会、建設課以下、年度で順位は変わらないが、4 年間で CO₂ 排出量は、3.1～19.3%減少している。主要源は電気の使用であり、建設課ではそのほとんどを占める。

2013 年度における担当部署のエネルギー起源 CO₂ 排出量順位

2013 年度 順位	担当部署	エネルギー起源 CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	主要源 (t-CO ₂)
1	教育委員会	1,174.7	電気 582.3、灯油 410.7
2	建設課	612.9	電気 578.4、軽油 25.4
3	産業振興課	474.7	A 重油 279.3、電気 124.2
4	総務課	416.1	電気 271.7、A 重油 135.5
5	保健福祉課	162.3	A 重油 75.9、電気 44.2
6	住民生活課	72.8	電気 58.3、灯油 13.8
7	企画財政課	2.0	ガソリン 2.0

2017 年度における担当部署のエネルギー起源 CO₂ 排出量順位

(()内の数値は基準年度比増減率(%))

2017 年度 順位	担当部署	エネルギー起源 CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	主要源 (t-CO ₂)
1	教育委員会	947.4 (-19.3%)	灯油 410.7、電気 381.2
2	建設課	564.2 (-7.9%)	電気 533.1、軽油 27.3
3	産業振興課	437.8 (-7.8%)	A 重油 207.2、電気 125.2
4	総務課	336.2 (-19.2%)	電気 195.4、A 重油 130.1
5	保健福祉課	140.0 (-13.7%)	A 重油 75.6、電気 34.8
6	住民生活課	65.3 (-10.3%)	電気 49.6、灯油 14.6
7	企画財政課	1.8 (-10.0%)	ガソリン 1.8

(5) エネルギー起源 CO₂ 以外の排出量

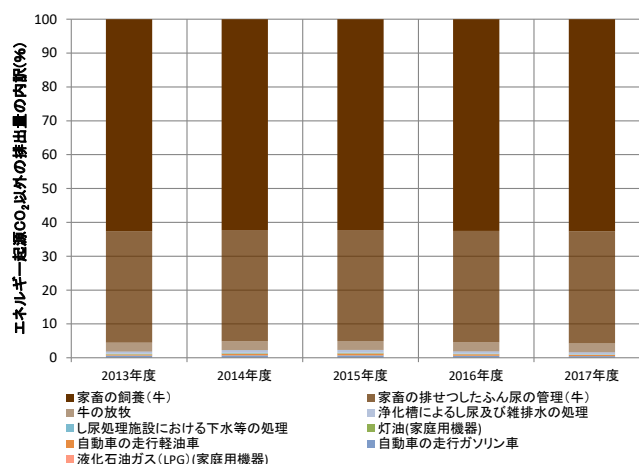
エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガス排出量は、メタンや一酸化二窒素によるものです。

活動区分ごとにみると、家畜の飼養やふん尿の管理などで約 98%を占め、牧野における牛の放牧起源でした。

活動区分ごとのエネルギー起源 CO₂ 以外の排出量の推移(単位:t-CO₂)

活動区分	2013 年度 基準年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
家畜の飼養(牛)	207.1	164.0	162.0	198.9	225.5
家畜の排せつした ふん尿の管理(牛)	109.1	86.4	85.3	104.7	118.8
牛の放牧	8.7	6.9	6.8	8.4	9.5
し尿処理施設における下水等 の処理	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
浄化槽によるし尿及び 雑排水の処理	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
灯油(家庭用機器)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
液化石油ガス(LPG) (家庭用機器)	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004
自動車の走行 ガソリン車	2.1	1.8	1.9	1.9	1.8
自動車の走行 軽油車	1.2	1.4	1.4	1.4	1.3
合計	330.9	263.3	260.2	318.1	359.6

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。



活動区分ごとの温室効果ガス排出量の割合(エネルギー起源 CO₂ 以外)

第3章 温室効果ガス削減目標

3-1 温室効果ガス排出量の削減目標

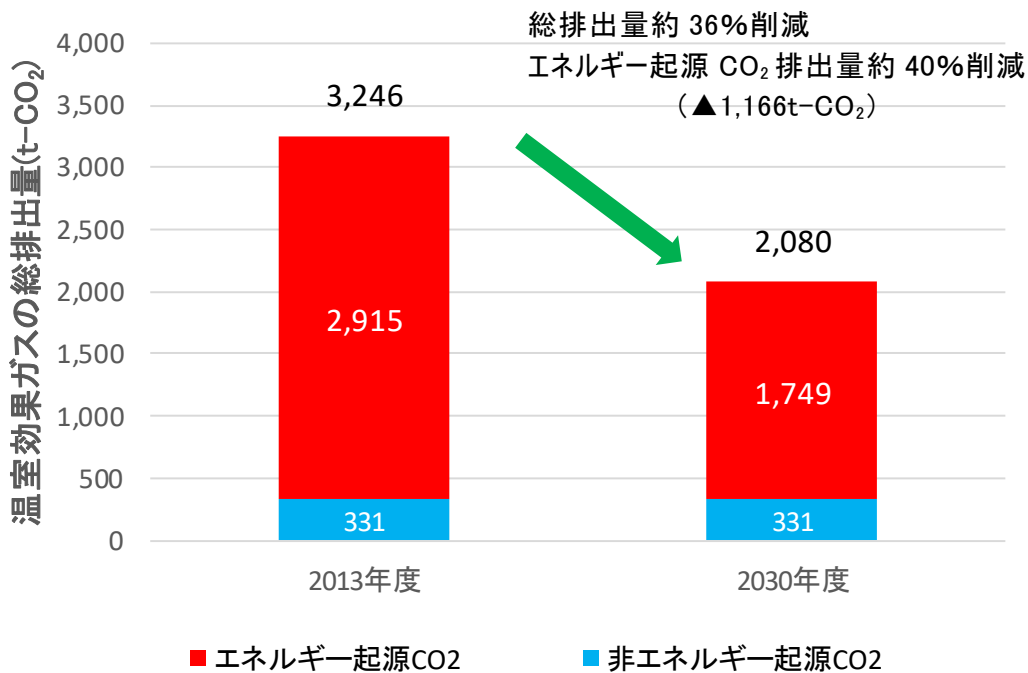
国の「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス排出量の削減目標として、「2030年度において、基準年度の2013年度比26%削減」を掲げています。このうち、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」の削減目標は基準年度比40%削減を掲げています。

これらのことを踏まえて、鶴居村における温室効果ガス総排出量の削減目標は、国の「業務その他部門」における削減目標に準じて、エネルギー起源CO₂排出量を2030年度目標として基準年度比40%の削減とし、目標総排出量は基準年度から1,166t-CO₂削減の2,080t-CO₂とします。

温室効果ガス総排出量の削減目標（目標年度2030年度）

削減目標
基準年度(2013年度)比でエネルギー起源CO₂排出量40%削減

目標総排出量
2,080t-CO₂(1,166t-CO₂削減)



温室効果ガス排出量の削減目標

3-2 温室効果ガスの削減見込量

(1) 温室効果ガスの削減見込量

エネルギー起源 CO₂ 排出量の削減見込量は、①これまでの取組、②設備更新、③運用対策等、④公用車の対策、⑤再生可能エネルギーの導入、⑥電気の排出係数の低減により、2030 年度において基準年度比 1,166t-CO₂ の削減が見込まれます。

目標に向けて確実に進めていくために、計画期間の中でエネルギー起源 CO₂ 排出量の削減について、情報の収集や省エネ設備導入に向けた検討を続けていきます。

具体的な検討・実施事項として、公共施設等総合管理計画における公共サービス・施設等の規模適正化や施設の更新・統廃合等の検討や運用面での対策を検討することで、総合的にエネルギー使用量の削減を図ることが挙げられます。

温室効果ガスの削減見込量(総排出量)

取組内容		削減見込量		
		t-CO ₂	基準年度の総排出量に対して %	
①2013～2017 年度の実績		394	12.1	
②設備更新(照明の LED 化及び暖房の高効率化等)による取組		265	8.2	
内 訳	省エネ診断結果	役場庁舎・総合センター	64	2.0
		ふるさと情報館「みなくる」	33	1.0
		ファミリースポーツセンター	26	0.8
		鶴居保育園	1	0.0
	省エネ診断結果の展開	照明の LED 化	133	4.1
		暖房の高効率化	8	0.3
③運用対策等による取組		50	1.5	
④公用車の対策による取組 (国の運輸部門の目標値:基準年度から 27.6%削減)		37	1.1	
⑤再生可能エネルギーの導入による取組 (基準年度の 2.5%をまかなう)		73	2.2	
⑥電気の排出係数の低減の達成 (大手電力会社が電力の CO ₂ 排出係数を 2030 年度に 0.371(kg-CO ₂ /kWh)まで低減すると自主的な目標としている) (取組③と⑤は様々な場合があるため、取組②のみを結果反映させたもの)		347	10.7	
合 計		1,166	35.9	
<参考> 目標排出量の達成に必要な削減量(総排出量)		1,166	35.9	

第4章 地球温暖化防止のための取組

4-1 目標達成に向けた取組みの基本方針

温室効果ガスの削減に向けて、目標を達成するためには具体的な取組みを継続していく必要があります。そのために、目標達成に向けた具体的な取組方針を設定します。

基本目標と基本方針【地球温暖化防止実行計画(事務事業編)】

基本目標

みんなが地球環境に配慮し、低炭素化したまちづくりに取り組む 鶴居村

基本方針1. 職員一人一人が環境に配慮した行動の実践

- 1-1 省エネルギー行動の実践
- 1-2 省資源行動の推進

基本方針2. 公共施設の低炭素化

- 2-1 省エネルギー設備の導入
- 2-2 再生可能エネルギー設備の導入
- 2-3 施設の運用改善

基本方針3. 循環型社会の推進

- 3-1 グリーン購入等の推進
- 3-2 廃棄物の削減、リサイクルの推進
- 3-3 環境に配慮した設計・施工
- 3-4 イベント等における環境配慮

4-2 目標達成に向けた取組内容

基本方針1. 職員一人一人が環境に配慮した行動の実践

1-1 省エネルギー行動の実践

(1) 照明に関すること

- ① 不必要な場所の照明は、こまめに消灯します。
- ② 昼休みは、必要箇所以外消灯します。
- ③ 会議室、トイレ、給湯室等は使用時のみ点灯します。
- ④ 残業時は、必要な場所のみ点灯させます。
- ⑤ 不要な残業を減らし、日没後の電力消費削減に努めます。
- ⑥ 不要な場所や日当たりの良い場所では間引き照明に努めます。

(2) 空調に関すること

- ① クールビズ・ウォームビズの取組みを推進します。
- ② 暖房・空調機器は、暖房は 20℃、冷房は 28℃を目安に温度を設定します。
- ③ 空調使用時は、窓や扉を締めブラインド等を活用し冷暖房の効果を高めます。

(3) OA 機器（パソコン、コピー機等）・家電機器（電気ポット等）に関すること

- ① OA 機器は、省エネモードを活用し、長時間使用しない時は電源を切ります。
- ② 退庁時は、不要な OA 機器、家電機器のコンセントを抜き待機電力削減に努めます。
- ③ 電力消費の大きな家電機器の利用は必要最小限とします。

(4) 公用車に関すること

- ① エコドライブに努め、アイドリングや急発進、急加速を控えます。
- ② タイヤの空気圧点検を定期的実施し、適正に保ちます。
- ③ 近距離の移動は、徒歩や自転車等を利用し、省エネルギーに努めます。
- ④ 更新時には、クリーンエネルギー自動車の導入を積極的に検討します。
- ⑤ 車内は整理整頓し、不要なものは積載しないよう努めます。
- ⑥ 毎月の走行距離の把握に努め、適正運行を行います。
- ⑦ ポスター等を掲示することにより、エコドライブの職員啓発を実施します。

1-2 省資源行動の推進

(1) 用紙使用量の削減

- ① 両面印刷コピーを実施し、用紙使用量の削減に努めます。
- ② 使用可能な用紙の裏面活用に努めます。
- ③ パソコンのプレビュー画面を活用し、印刷ミスを減らします。
- ④ 会議資料や印刷物は必要部数を精査し、不要な印刷を減らします。

(2) 水道使用量の削減

- ① 水道の使用後は、蛇口を確実に締めます。
- ② 水洗トイレの水は無駄に流さないように努めます。
- ③ 水を出したままにしないなど節水に努めます。

基本方針2. 公共施設の低炭素化

2-1 省エネルギー設備の導入

- ①照明機器のLED化を積極的に図ります。
- ②省エネ診断未実施施設も照明機器の更新・新設の際はLED照明の導入を図ります。
- ③人感センサー、照度センサーなどの導入や効率的な照明機器の利用を検討します。
- ④空調機器の設置や更新時には、高効率空調機の導入を推進します。
- ⑤施設の新築又は設備更新の際は、積極的に省エネ設備の導入を検討します。
- ⑥施設の新築や大規模改修時は、複層ガラスなどを導入検討し、断熱化に努めます。
- ⑦ESCO事業や省エネルギー診断の実施を検討し、施設の省エネルギー化を図ります。

2-2 再生可能エネルギー設備の導入

- ①施設の新築や大規模改修時には、国等の補助制度や支援策を活用しながら、再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- ②薪ストーブなどの木質バイオマスを利用した設備の導入・活用を推進します。
- ③地中熱を利用した設備の導入・活用を推進します。
- ④太陽光を利用した設備の導入・活用を推進します。

2-3 施設の運用改善

- ①空調、ポンプ、ボイラ等における運転管理の明確化(運用マニュアルの整備等)に努め、省エネルギー化に向けた改善を行います。
- ②設備の定期的な清掃・点検を行い、機器の適切な使用に努めます。
- ③空調室外機の設置状態の適正化を図り、余分な電力の消費抑制に努めます。
- ④ボイラ設備における燃焼空気比の適正化等の効率的な運用に努めます。
- ⑤ボイラの稼働時間の短縮を検討し、燃料の消費抑制に努めます。
- ⑥施設の統合や複合化、廃止等により、縮減を図り、供給量の適正化を推進します。

基本方針3. 循環型社会の推進

3-1 グリーン購入法適用商品等の推進

- ①物品購入の際は、グリーン購入法適用品の使用に努めます。
- ②グリーン購入法適用品のコピー用紙の庁内使用等の啓発に努めます。

3-2 廃棄物の削減、リサイクルの推進

- ①マイバック・マイボトル・マイ箸等の利用を促進し、ごみの減量化を図ります。
- ②事務用品等は、可能な限り再利用・長期使用に努めます。
- ③使用済み封筒の再利用に努めます。
- ④仕分けボックスの設置などにより、リサイクル回収を徹底します。
- ⑤ごみの出し方やリサイクル回収実施店の紹介など、村民・事業者へ啓発します。
- ⑥3R 運動の啓発を通じて、ごみの排出量削減、リユース・リサイクルを推進します。
- ⑦ペットボトルの正しい出し方を啓発し、廃プラスチック類の焼却量減を推進します。

3-3 環境に配慮した設計・施工

- ①環境に配慮した省エネルギー・省資源な設計や廃棄物を少ない施工に努めます。
- ②建設副産物は、発生抑制・再利用・適正処理に努めます。
- ③公共施設や街路における緑化を推進します。

3-4 イベント等における環境配慮

- ①配布物や販売物の過剰包装を控え、廃棄物の抑制に努めます。
- ②イベントで発生した廃棄物の分別を徹底し、再資源化に努めます。

基本方針1・2・3 共通

COOL CHOICE への賛同

日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動に賛同します。

職員意識の啓発

温暖化対策に関する取り組みについて、全職員が意識をもって行動できるようにするために、庁内LANによる情報伝達や省エネパトロールを定期的に行うことにより、継続的な職員の意識啓発や主体的な取り組み効果の検討、積極的な実践を目指します。

関係団体への協力要請

施設管理受託者及び指定管理者についても、温暖化対策に取り組むことができような情報の発信と共有を図ります。また、契約時の仕様書等に温暖化対策への取り組みに関する項目を設け、積極的な取り組みを要請します。

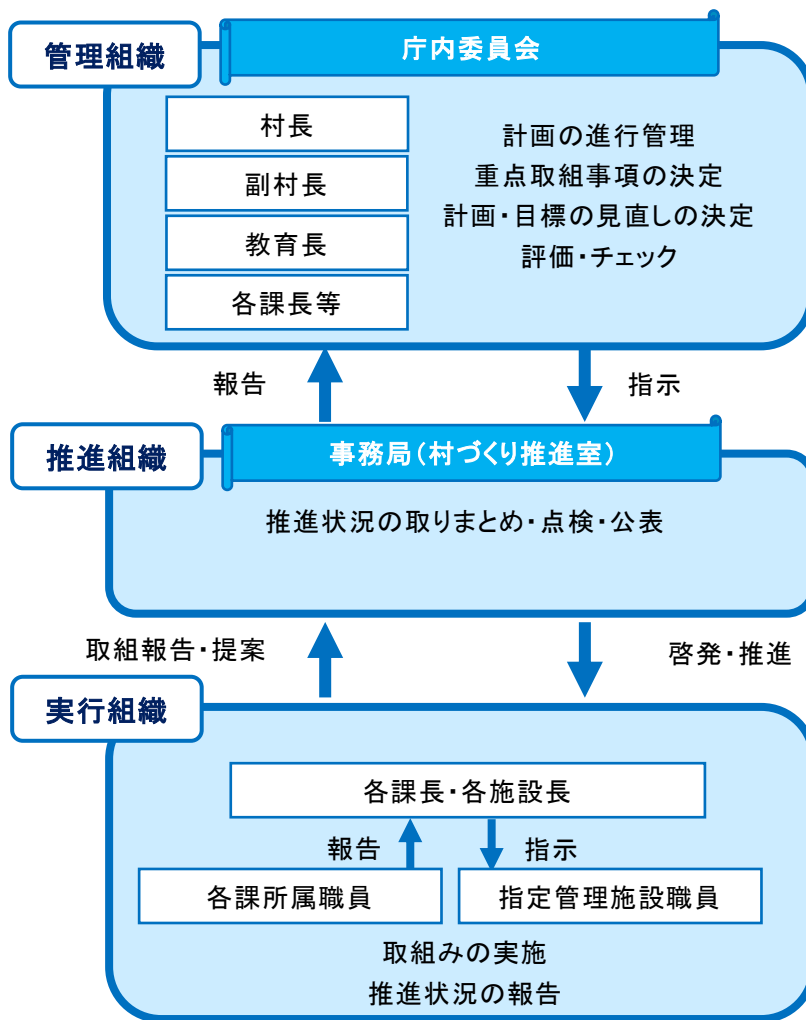
第5章 進行管理

5-1 推進体制

本計画は、村の全ての機関が実施する事務・事業を対象としていることから、実施にあたっては全庁的な推進体制を構築することが不可欠です。

計画の推進にあたっては、管理・推進・実施の体制を明確化し、計画の進行管理・計画・目標の見直しの決定(管理)、推進状況の取りまとめ・公表(推進)や取組みの実施を行う体制とします。

また、省エネ設備改修等に係る計画は、技術動向や財政状況等を勘案し、適宜、見直しを図っていきます。



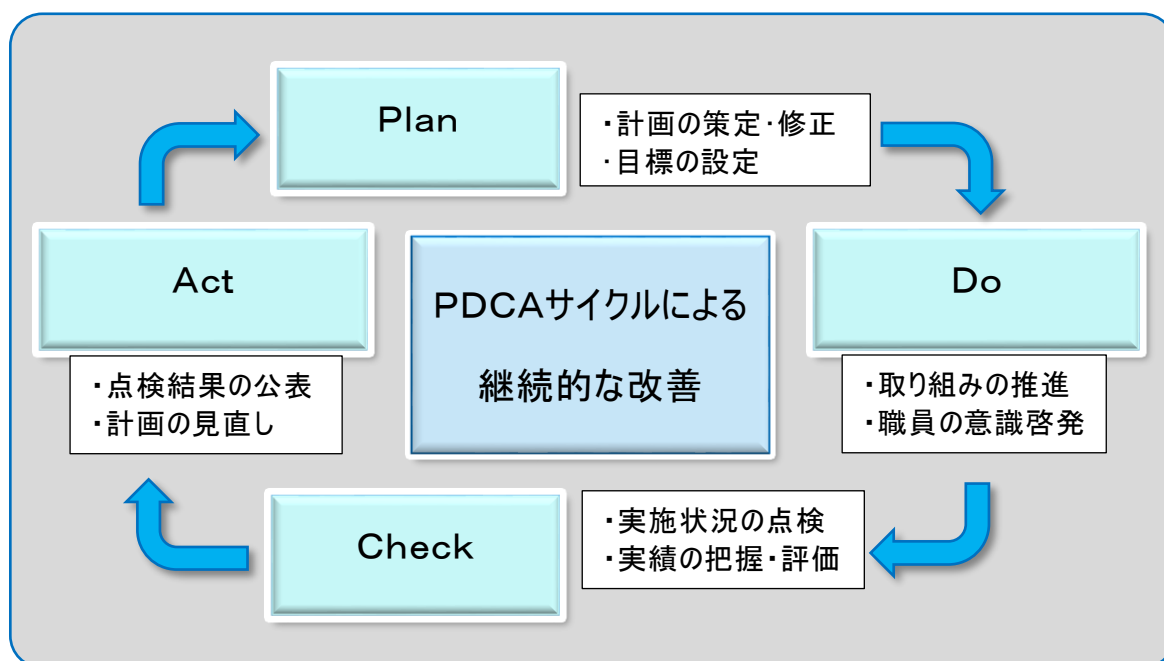
計画の推進体制

5-2 進行管理

本計画で定められた取組みを着実に実施し、継続的な改善を図っていくために進行管理の仕組みを導入します。

進行管理の仕組みは、P(Plan: 目標を設定)⇒D(Do: 取組みの推進)⇒C(Check: 点検・実績の把握)⇒A(Act: 公表・見直し)といった「PDCA サイクル」を基本とします。

また、計画の進行にあたっては、年度ごとに温室効果ガス排出量の把握を行い、前年度や基準年度と比較し、実施状況の点検や実績の把握・評価を行います。計画の進行状況や評価結果によっては必要に応じて計画の見直しを行うなど継続的な改善を図り、効果的な進行管理を行っていきます。



PDCA サイクルによる進行管理